

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

◎この申請書は、退職後20日以内に当組合へご提出ください。(郵送の場合は20日以内必着です。)

◎裏面「申請確認事項」をご確認の上、太枠内をすべてご記入ください。提出日 年 月 日

① 被 保 険 者	在職時被保険者等記号・番号		氏名(フリガナ)			性別	生年月日			年齢	退職年月日		
	記号	番号				1.男 2.女	5.昭 7.平	年 月 日	歳	9.令	年 月 日		
	個人番号 (マイナンバー)			資格確認書発行要否： ☐ 発行が必要									
	※① 以下に該当する場合に限ります。 ・マイナンバーカードを取得していない、又はマイナンバーカードの返納者 ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない ・マイナ保険証利用登録解除者 ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者												
② 被 扶 養 者	氏名(フリガナ)			性別	生年月日			年齢	続柄	世帯	収入		
				1.男 2.女	5.昭 7.平	年 月 日	歳		☐ 同居 ☐ 別居		☐ なし ☐ あり		
	個人番号						資格確認書発行要否： ☐ 発行が必要			給与・年金・その他 万円/年			
							※①に該当する場合に限る						
個人番号						資格確認書発行要否： ☐ 発行が必要			給与・年金・その他 万円/年				
						※①に該当する場合に限る							
個人番号						資格確認書発行要否： ☐ 発行が必要			給与・年金・その他 万円/年				
						※①に該当する場合に限る							
☆被扶養者がいる場合は以下の添付書類が必要です。(不明な場合は健保へお問い合わせください。)													
(1) 必ず必要なもの ・世帯全員の住民票(マイナンバー・続柄の記載があるもの) ・収入を確認できる書類…所得証明又は課税(非課税)証明書(※18歳未満の子を除く全員)、就労時は給与明細、年金支払通知等													
(2) 状況に応じて必要なもの ・19歳以上の方がいる場合…当組合HP申請用紙ダウンロード【家族が増えたとき・減ったとき】「健康保険被扶養者異動届(加入者用)」裏面の添付書類一覧をご参照ください。													
③保険料の 納付方法		☐ 毎月納付 ☐ 半年前納 (4月～9月、10月～3月単位で6か月分) ☐ 1年前納 (4月～3月の12か月分) 年度途中で任意継続被保険者となった場合は、資格取得した月の翌月分から9月分又は次の3月分(当該年度の3月分)までの期間について前納ができます。 ※前納の場合保険料の割引があります。(金額はHPで確認ができます。)											
退職後の 住所		【住民票住所】 〒 -						【郵便物送付先住所※左記と同じ場合不要】 〒 -					
電話番号		自宅 携帯				メールアドレス (退職後に連絡可能なアドレス)							

【健保記入欄】

受付印

一般資格 取得日	年 月 日	一般資格 喪失日	年 月 日	資格喪失時の 標準報酬月額	千円
		任意継続 取得日		年 月 日	任意継続取得時決定 標準報酬月額
常務理事	事務長	担当者	担当者	任意継続	
				記号	番号
				9000	

(任意継続被保険者)

申請確認事項

この制度は下記のように取り扱われますので、ご一読の上、ご理解・ご協力をお願いいたします。

保険証等	● 被保険者等記号・番号が新しく変わります。 かかりつけの病院・薬局がありましたら、必ず新しい記号・番号で受付をお願いいたします。
加入期間	● 加入期間は最大2年間です。
保険料と 納付方法	● 保険料＝退職時の標準報酬月額 × 保険料率 但し、標準報酬月額が上限(当組合の平均標準報酬月額)を上回る方は上限の標準報酬月額となります。 (保険料は、在職時の事業主負担分も支払うこととなります。) ● 40歳～64歳の方は、介護保険料も併せて納めていただきます。 ● 健康保険料・介護保険料は毎年見直され、変動することがあります。
	● 加入月(初回)の保険料は、当組合が指定する期日までに納付ください。 ● 2か月目からの毎月払いでの納付期限 毎月10日(土日祝が10日の場合は翌営業日)となります。 ● 前納する場合(年4%の複利現価法により割引されます。) 年度途中で任意継続被保険者となった場合は、資格取得した月の翌月分から9月分または次の3月分 (当該年度の3月分)までの期間について前納ができます。 ※加入月は前納ができないため毎月払いとなります。 〔加入年度の翌年度からの納付単位〕 半年前納(4月～9月、10月～3月の単位で6か月分)と1年前納(4月～3月の12か月分)ができます。
加入後に 必要な届出	● 再就職したとき ● 住所・電話番号に変更があったとき ● 氏名に変更があったとき ● 資格確認書を紛失したとき ● 扶養家族に変動があったとき ※事由発生後、速やかに健康保険組合へ届出を行ってください。
加入後 資格喪失 となる時	次の事由に該当した場合、任意継続被保険者の資格を喪失します。 1) 就職して他の健康保険等の被保険者になったとき 2) 任意継続被保険者になってから起算して2年を経過したとき 3) 保険料を納付期限までに納付しなかったとき 4) 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき 5) 任意継続被保険者である本人が死亡したとき 6) 脱退の申出をしたとき(国民健康保険に加入するとき等) <u>事由に該当した場合は、必ず健保へご連絡ください。</u> ※ 上記事由に該当した以後、任意継続の資格では受診できません。資格確認書は速やかに返却ください。

★ 再就職先の資格取得日を確認した後、先払いされた保険料がある場合は保険料が返還されます。

【提出先・問い合わせ先】

ロートグループ健康保険組合

住所：〒544-8666 大阪市生野区巽西1-8-1

電話：06-6758-6921 9:00～18:00 (12:15～13:15は休憩時間)